

〇〇現地対策本部用
口蹄疫対応マニュアル
(例)

平成22年9月
農 林 水 産 部

目次

－ 初動対応編 －

第1 初動対応の内容	1
第2 口蹄疫が疑われる異常畜発生への報告	2
第3 各機関への情報伝達	2
第4 防疫措置の準備	3
第5 発生農場及び周辺農場に対する対応	8

－ 現地対策本部編 －

第6 現地対策本部の設置	9
第7 現地対策本部の業務	12
第8 その他	14

災害時連絡指令者及び口蹄疫指定登庁職員一覧表

〇〇現地対策本部用口蹄疫対応マニュアル（例）

口蹄疫の防疫対策は家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号。以下「法」）、口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第 4 4号。以下「特措法」）、口蹄疫防疫指針（平成16年12月 1日、農林水産大臣公表）、京都府口蹄疫防疫対策要領 に基づき実施する。

この〇〇現地対策本部用口蹄疫対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、府が口蹄疫防疫対策を円滑に行うため、〇〇広域振興局管内（〇〇市、〇〇町及び〇〇村をいう。以下「管内」という。）で口蹄疫が疑われる事案が発生した場合における初動対応、現地対策本部の設置及び防疫措置の速やかな実施を目的に定める。

－ 初動対応編 －

第 1 初動対応の内容

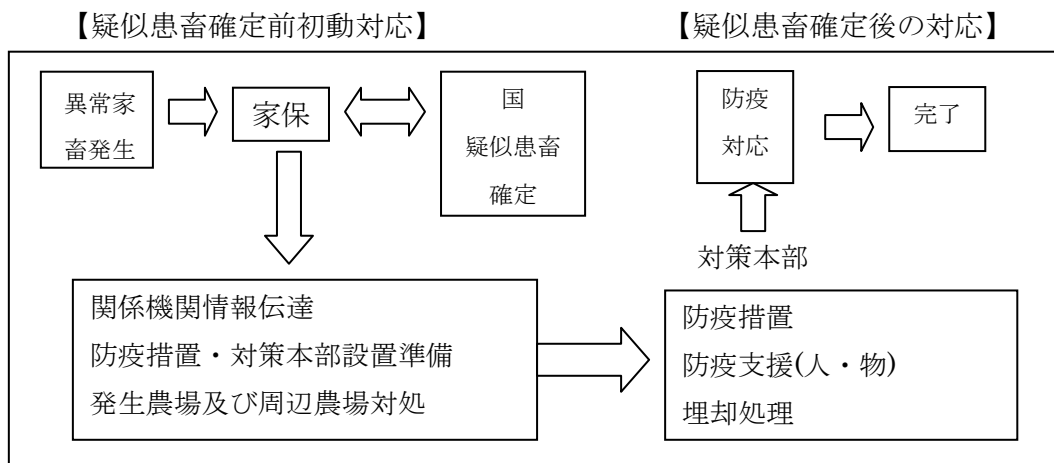
初動対応の内容は、「防疫措置の標準スケジュール」に示すとおり、管内の農場で現地家畜保健衛生所長（以下「所長」という。）に対して牛、豚等の偶蹄類において口蹄疫が疑われる異常が発生した旨の報告がなされてからの1～2日間において主に実施すべき措置とし、その内容は原則として次のとおりとする。

- 1 口蹄疫が疑われる異常家畜発生への報告
- 2 関係機関への情報伝達

【閉庁日における情報伝達と職員の配備・招集】

- 3 防疫措置の準備
- 4 発生農場及び周辺農場への対応
- 5 現地対策本部の設置準備

「防疫措置の標準スケジュール」



口蹄疫が疑われる異常家畜のPCR検査に係る検体送付時から防疫体制を整え、疑似患畜確定と同時に対策を速やかに実施し、最短時間で対策を実施することにより、感染拡大を阻止する。

第2 口蹄疫が疑われる異常家畜発生への報告

【現地家保、企画総務部】

所長は、管内の農場において口蹄疫が疑われるとき（PCR検査に係る検体を送付する必要があると認めるとき）は、直ちに農林水産部畜産課長及び広域振興局企画総務部長に報告するとともに、企画総務部長は発生市町村の長に通報する。

【参考】検査材料の採取から疑似患畜決定までの時間：11時間

移動時間(農家→東京都小平市)：5時

検査時間：6時間

第3 各機関への情報伝達

【企画総務部、各部】

1 勤務日

(1) 企画総務部長は、第2の報告を受けたときは、速やかに〇〇広域振興局長（以下「局長」という）及び局内各部に情報を伝達するとともに、「京都府口蹄疫現地対策本部」の設置準備に取りかかる。

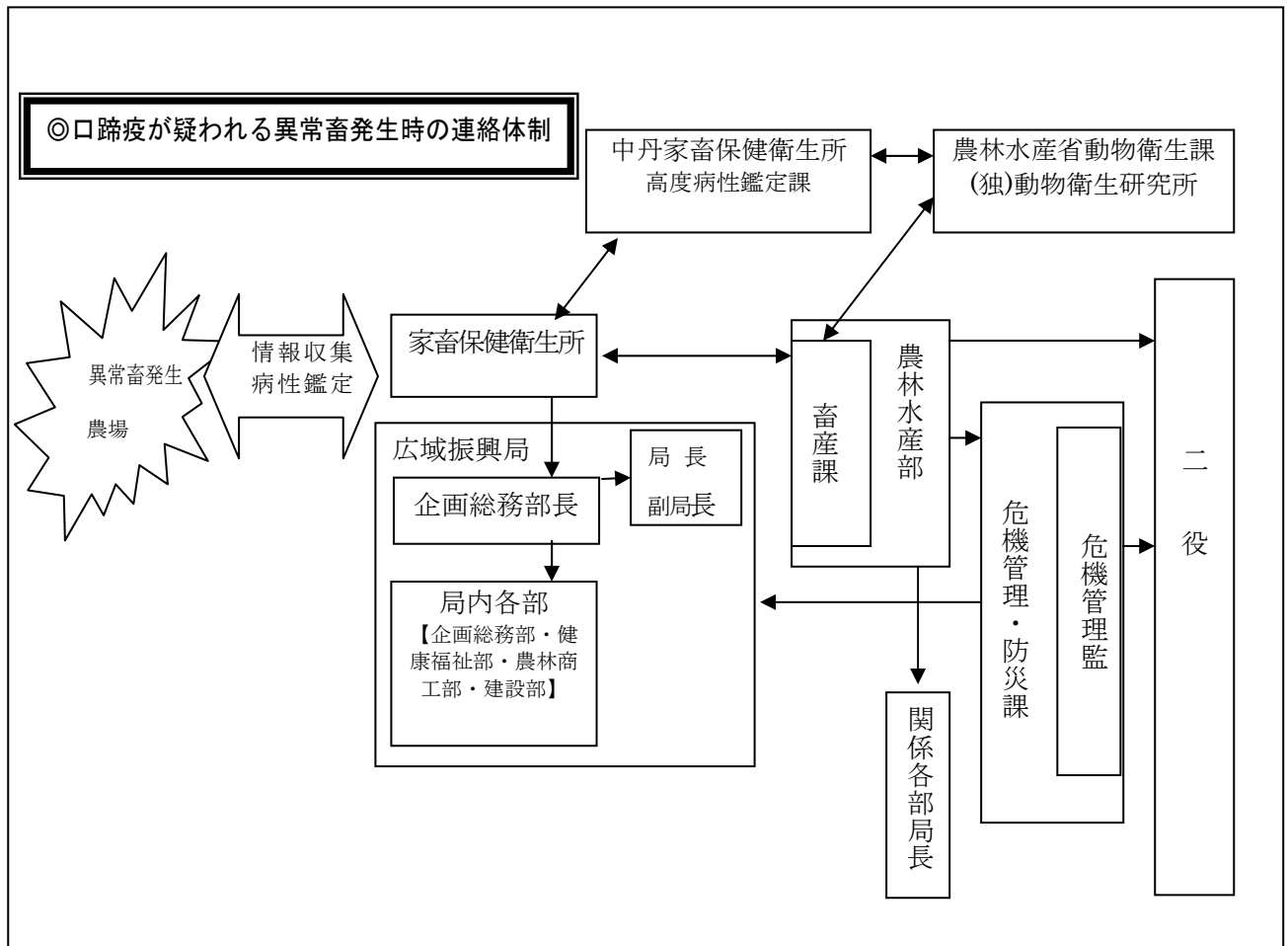
(2) この段階の情報は確定診断前のものであり、口蹄疫でない場合も想定されることから、風評被害の発生を防止する観点で、当該情報の取扱いには十分注意する。

2 閉庁日

(1) 企画総務部長は、第2の報告を受けたときは、速やかに局長及び企画総務部の連絡指令者(閉庁日等の@:連絡担当者)を通じて局内各部の連絡指令者に情報伝達する。

(2) (1)の情報伝達を受けた連絡指令者は、関係各班の指定登庁職員に登庁を指示する。

(3) その他、勤務日における対応を準用する。



第4 防疫措置の準備

1 口蹄疫現地対策本部設置の準備

【企画総務部 各部】

- (1) 企画総務部長は、第2の報告を受けた場合、次の2以降の防疫措置を進めるため、対策本部準備責任者を企画総務部長とする「現地対策本部」の準備体制を構築する。
- (2) 準備体制の組織及び事務分掌は、次頁のとおりとする。

【現地対策本部の準備体制】

対策本部準備責任者：
企画総務部長

対策本部準備副責任者：
農林商工部長

(本部員)

企画総務部
総務室長

家畜保健衛生所
家畜保健衛生所長

農林商工部
農林商工部企画調整室長

健康福祉部
健康福祉部次長

建設部
土木事務所次長

<事務分掌>

総務調整班

- ・ 現地対策本部運営
- ・ 要員確保
- ・ 資材調達
- ・ 連絡調整

広報班

- ・ 取材対応

家畜防疫班

- ・ 発生農場対応
 - ・ 防疫資材確保
 - ・ 疫学関連対応
 - ・ 移動制限対応
- (企画調整室・地域づくり推進室)

野生鳥獣担当班

- ・ 野生鳥獣対応
- (森づくり推進室)

緊急消毒対応班

(普及センター)

健康管理班 (保健所)

- ・ 防疫作業者健康管理
- ・ 食肉処理施設等対応

消毒ポイント運営班

(土木事務所)

2 防疫計画（殺・埋却処分）の作成

【家畜防疫班】

家畜保健衛生所長(以下「家保所長」という。)は、次の計画を速やかに作成し、対策本部準備副責任者を通じ準備責任者に提出する。

(1) 発生農場での家畜処分・搬出計画

- ア 発生農場における家畜の処分の方法
- イ 必要な資機材・人員の数量（人数）
- ウ 発生農場内での防疫作業用施設（以下「防疫支援基地」という。）の設置

(2) 殺処分家畜の埋却計画

- ア 殺処分後の家畜の搬出・輸送方法・輸送経路
- イ 埋却候補地の選定
- ウ 埋却場所周辺住民への説明・同意の取付方法
- エ 必要な資機材・人員の数量（人数）
- オ 防疫支援基地の設置

(3) 殺処分及び埋却処分の終了までの消毒計画

- ア 消毒方法
- イ 必要な資機材及び人員の数量（人数）

(4) 移動制限区域及び搬出制限区域に係る消毒ポイントの設置・運営計画

- ア 消毒ポイント設置場所の選定及び消毒方法
- イ 周辺住民への説明・同意の取付方法
- ウ 委託先（委託できない場合、必要な資機材及び人員の数量(人数)）

3 関係機関等との協議

【総務調整班、家畜防疫班、野生鳥獣担当班、緊急消毒対応班、健康管理班、消毒ポイント運営班】

- (1) 家保所長は、防疫計画を対策本部準備副責任者を通じ準備責任者に提出するとともに、農林水産部畜産課長及び発生市町村の長に対し、計画の内容について協議を行う。
なお、協議が整った場合には、その結果（当初の防疫計画に変更が生じた場合は、変更後の内容を含む。）を速やかに対策本部準備副責任者を通じ準備責任者に報告しなければならない。
- (2) 現地対策本部準備体制の各班は、防疫計画の具体的な内容について、下表のとおり関係機関等と速やかに協議を行い、対策本部準備副責任者を通じ準備責任者にその結果を報告する。

協議項目	担当班	協議先
ア 発生農場での防疫支援 基地の設置方法	家畜防疫班	当該農場所有者
イ 処分家畜の埋却方法及び 防疫支援基地の設置方法	家畜防疫班 総務調整班	埋却場所の所有者等 埋却地周辺住民
ウ 消毒ポイントの設置	家畜防疫班 消毒ポイント運営班	道路管理者等
エ 防疫従事者の集合場所 の設置	総務調整班	当該施設管理者
オ 防疫従事者の健康診断	健康管理班	健康福祉部
カ その他必要事項	対策準備責任者が その都度担当班 を決定	

4 要員の確保

【総務調整班】

- (1) 総務調整班は、家保所長から防疫計画の提出を受けた後、速やかに局内各部長に対し、発生農場の飼養頭数を勘案した割当人数を示した上で、防疫従事者の人選を進めるよう、依頼する。また、対策本部に対し、庁内関係部局、他の広域振興局、発生市町村及び関係団体（以下「関係機関」という。）への派遣の要請を行う。
- (2) 総務調整班は、3の(1)の協議が整い防疫計画が確定した段階で、割当人数等の最終調整を行い、名簿を確定させるとともに、防疫従事予定者に対する説明会を開催しなければならない。
- なお、説明会においては、「口蹄疫防疫作業時における注意事項」等の説明を行う。

5 資機材の確保

【総務調整班】

総務調整班は、家畜防疫班から防疫計画が提出されたときは、次のとおり資機材を確保する。

- (1) 防疫必要資機材の数量をもとに、発生農場の飼養頭数を勘案した数量の資機材を、関係業者から調達できるか直ちに確認する。

- (2) 3の(1)により協議が整った段階で、必要資機材の数量の最終調整を行い、家畜保健衛生所に備蓄している防疫着、手袋、ゴーグル等を指定した場所に搬入する。また、動衛研において口蹄疫疑似患畜と確定される前に、関係業者に発注するとともに、発生農場での家畜殺処分の開始前までに指定した場所に搬入する。資機材に不足が生じる場合は、ただちに府対策本部に要請し調達する。

6 殺処分・埋却処分のための現地準備

【家畜防疫班・消毒ポイント設営班】

- (1) 家畜防疫班は、発生農場での殺処分・埋却処分の開始までに、発生農場・埋却場所に防疫支援基地を準備する。

- (2) 防疫支援基地を設置する場合は、併せて防疫従事者の集合場所も決定する。

- (3) 事前に協議をしておいた地元の建設業者に重機等の搬入準備をする。

第5 発生農場及び周辺農場に対する対応

1 発生農場に対する対応

【家畜防疫班】

家畜防疫班は、確定診断前において発生農場に対し次のとおり対応する。

- (1) 家畜の異常に係る原因の調査及び関連農場等の疫学調査、その他防疫計画作成に必要な資料の提供を求めるとともに、疫学的に必要と思われる農場等の消毒実施及び家畜・人・車の移動の自粛を要請する。

- (2) 家畜防疫班は、次により発生農場の消毒を行うものとする。
 - ア 防疫計画に基づく発生農場での家畜の殺処分の実施前であっても、口蹄疫の周辺農場等へのまん延を防止するため、発生農場が行う自主的な消毒にあわせ、予防的に農場の消毒と野生鳥獣等の侵入防止策等を講じる。
 - イ アの消毒は、農場出入口での消毒と農場全体の消毒とし、準備が整い次第速やかに実施する。

2 周辺農場に対する対応

【家畜防疫班・野生鳥獣担当班・緊急消毒対応班】

各班は、他の農場への感染を防止するため、次のとおり対応する。

- (1) 確定診断前において、隣接農場に対し、異常の有無を確認するとともに、予防的な農場消毒の実施と野生鳥獣等の侵入防止策を講じる等の対策を講じる。

- (2) 確定診断後、移動制限区域が定められた段階で、移動制限区域内を出入りする畜産に係る車両（飼料運搬車等）を運行する事業者に対して、運行計画の提出を求めるものとする。

- (3) 防疫計画で定められた消毒ポイントを速やかに設置し、(2)により提出された計画に基づき運行される車両及び一般車両の消毒を実施すること。

－ 現地対策本部編 －

第6 現地対策本部の設置

1 設置

- (1) ○○広域振興局は、発生農場での家畜が動衛研での同定検査の結果、口蹄疫疑似患畜と診断された段階において、現地対策本部を設置する。
- (2) 現地対策本部は○○広域振興局に置くものとし、○○室を転用するとともに、臨時電話等を開設し対応することを原則とする。
- (3) 現地対策本部は、○○を本部長とし、以下副本部長に○○、現地対策本部員に○○及び□□を充てる。
なお、組織図は、次頁のとおりとする。

2 現地対策本部の担当業務

現地対策本部の主な担当業務は次のとおりとする。

○○地域現地対策本部の役割分担

区分	部室公所	主な役割
総括	企画総務部総務室 農林商工部企画調整室	本部運営 連絡調整
会計・経理	企画総務部総務室	資材発注、会計管理
広報	企画総務部企画振興室	プレス、マスコミ対応 相談窓口
予防衛生	保健所	健康相談及び管理
野生鳥獣対策	農林商工部森づくり推進室	野生鳥獣侵入防止対策
その他の対策	農林商工部商工労働観光室 建設部 農業改良普及センター 教育局 警察署	風評被害対策 消毒ポイント設置・運営 緊急消毒、農家相談 通学路調整・情報提供 住民等の安全確保のための必要な措置
防疫	家畜保健衛生所、農林商工部企画調整室、地域づくり推進室、農業改良普及センター	防疫対策の企画・実施

